



質問

少数組合員（1／5以上の組合員）による総会の招集にあたり、マンション管理業者はどのように対応すればよいですか。

（相談概要）

あるマンションで、区分所有者の数及び議決権の1／5を有する者から、理事長に対して総会の開催要求がありました。理事長はこれに対して総会の招集を行わず、1／5の区分所有者の側が総会を招集することになりました。その際、1／5の区分所有者の側からマンション管理業者に対して、当該総会の会場の手配及び区分所有者に対する招集通知・議案書の送付の要求がありました。ところが、理事長からは「協力してはならない」との指示がありました。

この場合、マンション管理業者としては、どのように対応すべきでしょうか。

なお、管理委託契約書には、総会支援業務として以下が規定されています。

- 一 甲の総会の開催日程等の調整
- 二 甲の次年度の事業計画案の素案の作成
- 三 総会会場の手配、招集通知及び議案書の配布
- 四 組合員の出欠の集計等
- 五 甲の求めに応じた総会議事に係る助言
- 六 総会議事録案の作成。



回答

本件総会支援業務に関しては、区分所有法及び規約に照らし、正規に招集の権限がある者から当該総会に関する契約書に規定する業務の履行の要求があった場合、これを拒否すべき正当な理由がある場合を除き、マンション管理業者には業務を履行する責務があります。

【参考事例】

管理組合関係 → **総会・理事会に関する事項** → **総会・理事会の招集、議長、議事進行**

少数組合員（1／5以上の組合員）による総会を招集する場合、代表者名だけの招集通知でよいですか。（Q0087）

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。